



“週末電話相談 110 番”

相談無料

その「**広告**」気になりませんか？

広告・表示は消費者が商品・サービスを選択する際の重要な判断材料です。コロナ禍、暮らしの環境が大きく変化し、消費生活もインターネット利用が増加しています。目新しい広告表示や勧誘でトラブルになっていませんか。問題と思われる広告表示や勧誘について相談を受付けます。また情報提供もお願いします。

広告に騙された??

定期縛りなし！
今ならお試し価格 500 円
だったはず？

解約できない

頼んだものと全然違う

気に入らないなら返せばいいわ！



消費者庁イラスト集より



主催：（公益社団法人）全国消費生活相談員協会



2022年10月1・2日、8・9日、15・16日、22・23日

東京（土・日）10時～16時

03-5614-0189

大阪（日）10時～12時 13時～16時

06-6203-7650

北海道（土）13時～16時

011-612-7518